

○冬季における保安対策の留意事項（令和7年11月1日）

中部近畿産業保安監督部
鉱山保安課・鉱害防止課

1. 露天採掘場、鉱山道路、坑口付近等における災害防止

(1) 露天採掘場等では、凍結、融解等によって崩壊し易くなるため、採掘規格を遵守し、点検回数を増やして崩壊又は落石、転石の発生を防止するとともに、採掘ベンチの法肩や残壁に亀裂等がないかを厳重に点検すること。

(2) 露天採掘場等では、凍結や積雪等によって滑り易くなるため、縦断こう配等の鉱山道路の技術基準を遵守し、除雪、滑り止め、転落防止設備（土盛り、石積み等を含む。）を点検・整備するとともに、自動車等は、早期に冬用タイヤ等に交換して、転倒、スリップ、墜落等の災害の防止に努めるとともに、ヘルメット・安全靴等の保護具及びシートベルトの装着を徹底すること。

2. 選鉱場、か焼場、製錬場等における災害防止

(1) 選鉱場等では、通路、作業場の床面、階段等が凍結により滑り易くなるため、滑り止め、手摺の点検・整備、ヘルメット・安全靴・墜落制止用器具等の保護具の使用徹底等、危険防止の措置を講じること。

また、屋根等からの落雪による危険に対して十分な注意をはらうとともに、必要に応じ、万全な安全対策を講じたうえで雪下ろし等を行うこと。

(2) 厚着となることで衣服が機械等に巻き込まれる恐れが高くなるため、さく囲、カバー類の点検・整備を行うとともに、機械等の回転部付近では巻き込まれに注意をはらうこと。

(3) 着雪、凍結等により機械等が停止した場合は、元電源を切断後に復旧作業を行うこと。

また、非正常作業の作業手順書を定め、鉱山労働者に周知すること。

3. 電気設備等による災害防止

(1) 電線が垂れ下がったり、樹木に近接していると積雪や強風により断線して停電、漏電又は感電の恐れがあるため、電線固定用のバインド線の外れ、電線の碍子からの脱落、樹木の接近等は早急に改修すること。

(2) 劣化、破損等によるキュービクルの隙間は、雨雪の吹き込み、小動物の侵入などによる接触で停電事故等を発生させる恐れがあるので早急に改修すること。

(3) 消火栓ポンプ、非常用予備発電装置等の保温ヒーターの作動状況等を点検し、故障等があれば早急に改修すること。

4. 火災防止

(1) 空気の乾燥や強風によって火災の危険が高まるため、火気の取り扱いには十分注意するとともに、火気使用箇所においては、防火・消火設備を点検・整備すること。

(2) 危険物・油脂類貯蔵所等の出火の恐れの高い箇所を点検するとともに、予期せぬ箇所（分電盤等の電気設備）からの出火に備えて事前に十分な検討と対策を講じること。

また、車両からの出火が増加しているため、車両火災の要因箇所の点検を徹底すること。

5. 火薬類、機械類等の盗難防止

- (1) 年末年始の休日前には、火薬類を鉱山内に存置せず、火薬庫等に返還するとともに、施錠管理を徹底する等、火薬類の盗難防止に万全を期すること。
- (2) 自動車及び車両系鉱山機械は、車両の施錠及び鍵の管理を徹底し、盗難防止に万全を期すること。

6. 粉じん関係

空気の乾燥や強風によって粉じんが飛散しやすくなるため、凍結による鉱山労働者の転倒や車両のスリップ事故防止等に配慮したうえで露天採掘場等の散水を適切に実施すること。

また、散水設備等の管理を徹底するとともに、粉じんの清掃及び処理を適切に実施して粉じん飛散防止に万全を期すること。

7. 坑廃水関係

- (1) 凍結・降雪等に伴う坑廃水处理施設等の配管水路等の閉塞・破損を防止するため点検・整備すること。
- (2) 燃料タンク等の点検管理を充分に行い、河川等への油類の流出防止に万全を期すること。
- (3) 融雪時における露天採掘場、鉱山道路等からの汚濁水発生防止のため、沈殿（砂）池、排水路等を点検・整備すること。

8. 保安全管理体制の整備等

- (1) 年末年始の休日における保安全管理体制に万全を期するとともに、休日明けの作業開始に当たっては、施設の点検・整備を確実に行うこと。

また、体調不良等による災害を防止するため、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスへの感染予防対策に十分配慮し健康管理を徹底するとともに、気の緩み等ヒューマンエラーに起因する災害に留意すること。

- (2) 年末年始に多い設備修理等の非定常作業では、作業開始前に事前検討を十分に実施し、作業方法・手順、安全対策を明確に定め、鉱山労働者に徹底させること。

また、工事業者等の出入りも多くなるため、工事業者等と作業方法等を綿密に打合せたうえ、非鉱山労働者に対しても確実に作業指示を行って災害防止に努めること。